附則別表第3(附則第3条関係)

第1　固定資産明細表

		音声収容ルータ	共用収容ルータ	音声収容装置	音声収容装置用L2SW	CS	総合デジタル通信回線収容交換機	総合デジタル通信回線収容交換機用DB	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	共用コアルータ	コア局用L2SW	MGW	MGC	伝送装置	中間中継伝送装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル
正味固定資産価額	定額法																					
	定率法																					

海底光ケ	海底中間	無線伝送	インタフ	無線アン	無線鉄塔	衛星通信	加入系電	中継系電	加入系管	中継系管	加入系中	中継系中	加入系共	中継系共	加入系と	中継系と	電線共同	総合デジ	アナログ	アナログ	SGW	信号用中	公衆電話

機端末	継交換機		・デジタル回線共通部	局内回線収容部	タル通信局内回線終端装置		溝	う道	う道	同溝	同溝	口径管路	口径管路	路	路	柱	柱	設備		テナ	ェース変換装置	装置	中継伝送装置	ーブル

無形固定資産	工具、器具及び備品	機械及び装置	車両	構築物	共通用土地	共通用建物	監視設備(市内線路)	監視設備(市外線路)	監視設備(伝送無線機械)	監視設備(コア局設備)	監視設備(収容局設備)	監視設備(総合監視)	機械室土地	機械室建物	電力設備(可搬型発動発電機)	電力設備(小規模局用電源装置)	電力設備(発電装置)	電力設備(受電装置)	電力設備(蓄電池)	電力設備(交流無停電電源装置)	電力設備(直流変換電源装置)	電力設備(整流装置)	空調設備

第2　固定資産帰属明細表

	音	共	音	音	CS	総	総	消	警	き	主	光	共	コ	M	M	伝	中	メ	加	中

	声収容ルータ	用収容ルータ	声収容装置	声収容装置用L2SW		合デジタル通信回線収容交換機	合デジタル通信回線収容交換機用DB	防警察トランク	察消防用回線集約装置	線点遠隔収容装置	配線盤	ケーブル成端架	用コアルータ	ア局用L2SW	GW	GC	送装置	間中継伝送装置	タルケーブル	入系光ケーブル	継系光ケーブル
端末系伝送路設備																					
端末系伝送路設備(アナログ電話用設備に係るものに限る。)																					
端末系伝送路設備(第一種公衆電話機に係るものに限る。)																					
収容ルータ																					

収容ルータに係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの																						
収容ルータに係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(アナログ電話用設備に係るものに限																						

	る。)																					
	収容ルータに係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(第一種公衆電話機に係るものに限る。)																					
共用コアルータ																						
	中継系伝送路設備等であって、収容ルータと共用コアルータと																					

	の間に設置されるもの																						
信号用伝送路設備及び信号用中継交換機																							
公衆電話機																							

公衆電話機端末	信号用中継交換機	SGW	アナログ・ディジタル回線共通部	アナログ局内回線収容部	総合デジタル通信局内回線終端装置	電線共同溝	中継系とう道	加入系とう道	中継系共同溝	加入系共同溝	中継系中口径管路	加入系中口径管路	中継系管路	加入系管路	中継系電柱	加入系電柱	衛星通信設備	無線鉄塔	無線アンテナ	インタフェース変換装置	無線伝送装置	海底中間中継伝送装置	海底光ケーブル

空調設備	電力設備(整流装置)	電力設備(直流変換電源装置)	電力設備(交流無停電電源装置)	電力設備(蓄電池)	電力設備(受電装置)	電力設備(発電装置)	電力設備(小規模局用電源装置)	電力設備(可搬型発動発電機)	機械室建物	機械室土地	監視設備(総合監視)	監視設備(収容局設備)	監視設備(コア局設備)	監視設備(伝送無線機械)	監視設備(市外線路)	監視設備(市内線路)	共通用建物	共通用土地	構築物	機械及び装置	車両	工具、器具及び備品	無形固定資産

（記載上の注意）

各欄には、定額法及び定率法によるものの別に正味固定資産価額を記載すること。